

北杜市空き家等及び所有者不明土地対策審議会会議録

1 会議名 令和7年度 北杜市空き家等及び所有者不明土地対策審議会（第1回）

2 開催日時 令和7年10月6日（月） 午後1時30分

3 開催場所 北杜市役所 西会議室

4 出席者（敬称略）

（1）委員

岩波信司、齊藤けさ子、神宮司浩、坂本肇、大久保貴章、徳山修弘、草野香壽恵、
保阪三郎、和田啓宏、滝口暢子、箕浦一哉、須釜弘、一之瀬慎司、安藤茂樹、
清水弘二朗、横森弘一

（欠席委員：浅川修一、板山俊一、秋山純一）

（2）事務局

建設部長 齊藤乙巳士 まちづくり推進課長 小澤栄一
課長補佐 唐澤史明
景観指導担当 山崎大輔、輿水和輝
ふるさと納税課長 櫻井義文
シティプロモーション担当 高柳直哉、内藤光

5 議題

（1）北杜市空き家等対策計画・所有者不明土地対策計画案（案）について

（2）特定空き家等の認定について

（3）その他

6 公開・非公開の別

一部非公開

7 非公開の理由

北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成20年北杜市告示第6号）第3条第1項第1号に該当するため。

（北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）第5条各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議を行うとき）

8 傍聴人の数 0名

9 会議録署名委員（敬称略）

大久保貴章、徳山修弘

【1. 開会】

(草野副会長より開会のことば)

【2. 会長あいさつ】

【3. 議事】

●議事（1）北杜市空き家等対策計画変更・所有者不明土地対策計画（案）について事務局から

説明

●質疑応答

(委員) 「はじめに」のところで記載されている令和5年度の北杜市の空き家率が9ページの内容と異なっていました。どうしてかと疑問に思ったため、教えてください。

(会長) 事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 冒頭に書いてある空き家率は53.9%、本編で書いている空き家率46.1%というふうに書いてあり、数字が違うというご指摘でした。住宅土地統計調査の数字を見てみると、46.1%が正しい数字です。改めさせていただきます。大変申し訳ありません。皆様にもお詫び申し上げます。

(会長) その他ご質問はあるでしょうか。質問がなければ、次に進みたいと思います。

計画案の可否をお諮りしたいと思います。この計画案で良いということでおろしいでしょうか。それとも、もう少し考えた方が良いでしょうか。答申を出すのが10月下旬だと事務局は言っていますので、逆に言うと、それまで委員さんに持ち帰って読んでいただいて、10月下旬の審議会で修正箇所等の指摘をするのか。

あるいは先ほど説明があったように数字だけということですので、この諮問内容を認めて答申してよろしいかということあります。いかがいたしましょうか。

(委員) 事前に内容を見させていただきまして、特段問題ないと思いますので、私としては賛成で良いのかと思います。

(会長) その他、ご意見ございますか。

(委員) その他の委員の皆さんのご意見によりますけれども、私としましては今回決定で良い

のかなと思います。今回、特に議論の必要な内容の改訂ではなく、事実関係の更新ばかりですので、先ほどご指摘のあったような数字の間違いがあってはいけませんけれども、内容に関するところにつきましては審議会としては結論を出せる状況にあると感じました。

(会長) その他ご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。今お二方から数字はもう一度見てもらうのだけれども、この計画案をそのまま答申として出して良いのではないかという意見ありました。

もし皆さまも賛同していただければ、10月下旬の会議は行わずに、ここで可決していただいて答申をするという方向でよろしいでしょうか。

[異議なし]

(会長) それでは異議なしということでご意見をいただきましたので、先ほどのスケジュールの説明では、次回会議を10月下旬に行うということでありましたけれども、このまま答申をまとめたいと思います。

事務局の方から、何かござりますか。

●事務局から答申書について説明

●質疑応答なし

(会長) それでは次に議事の2に入ります。ここからは非公開となりますけれども、傍聴人がいらっしゃいませんので、そのまま進めさせていただきます。

●議事2：特定空き家等の認定について事務局から説明

●質疑応答

[質疑内容については、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）第5条各号に掲げる非開示情報個人情報を含むため公開しない。]

●事務局から答申書について説明

(会長) 最後になりますけれども議事3その他、事務局から何かあるでしょうか。

●議事3：その他について事務局から説明（報酬支払の書類と会議資料の取扱いについて）

(会長) 委員の皆様から何かありますか。なければ私からよろしいでしょうか。

私の友人の隣家の住人が20年ほど前に亡くなったのだけれども、相続もされていない状態なため、どうしたらいいか相談を受けているのですが、まちづくり推進課に写真を持っていくように伝えればよろしいのか、どうすればいいでしょうか。

(事務局) 空き家かどうかという問い合わせや情報提供は常にいただいておりますので、所在地番を伺うことができれば、こちらの方から現地の確認等をさせていただきます。まずは、既に空き家として登録している物件かどうかを照会しなければいけませんので、所在地番を教えていただければと思います。

(会長) 図面と要約書をとっていますので、それでご判断をお願いしたいと思います。

その他に皆様から意見等なければ、これで議事を終了し、事務局にお返しをいたします。ありがとうございました。

会議終了 午後3時00分

署名

署名